

# 中国外交における象徴としての国際的地位

——ハーグ平和会議、國際連盟、そして國際連合へ——

川 島 真

はじめに

國際連合は中国語では「聯合國」。第二次世界大戦における連合  
国側の呼称がそのまま用いられているのは周知のとおりである。そ  
して安全保障理事会の常任理事国の議席こそ、中国の抗日戦争が世  
界大戦の一部であり、また中国が主要戦勝国であることの証であつ  
た。そして、それはまさにアヘン戦争以来百年來の歴史を克服し、  
念願であつた大国としての象徴的地位を得たことを示すものでも  
あつた。さらに、中華人民共和国が成立してからは、國連の代表議  
席を得ることが、中国の正統政府として國際社会から認知されてい  
ることをも示していた。

「中国の台頭」とそれにもなう國際情勢の変容は、東アジア域  
内のみならず、國際社会や國際組織内部での勢力バランスにも再調  
整を求めている側面がある。國際連合においても、安全保障理事会

常任理事国という象徴的な大国から、名実共に大国となつた姿を、  
自己認識の面でも、また他国からのパーセプションという意味でも  
描かれるようになる中で、中国はその外交をいかに変化させようと  
しているのだろう。一般論で言えば、國際標準に則り対話と調整が  
可能な「普通の責任ある国家」であろうとする外交を國際社会で展  
開し、他方で（対日外交は例外的に意識されるが）周辺地域とは紛  
争をおこさぬように慎重な外交を展開している。これらは經濟發展  
を優先する上で安定した國際環境を維持するためであると説明され  
ている。だが、中国の經濟面での成長や、また國際社会での影響力  
が急激に変化したため、「中国の台頭」に対しては多くの予測と戸  
惑いが中国外交をめぐる言論には見られている。また、その外交に  
は、安全保障面での対外透明性確保、エネルギー外交や対日外交な  
ど、「普通の国家」、「対周辺協調外交」などの側面では説明できな  
い、リアリスティックな外交も多く見られている。それらが、中国

外交の不確実性を高め、歴史的なアナロジから、中国中心主義的な覇権主義を身にまとうのではないかという予測さえなされるほどである。

その中国の国連での外交を見る場合、強いリーダーシップを發揮しようとするよりも、歴史的に形成されたもう一つの側面、すなわち「象徴としての大国」という地位を保ち、「普通の責任ある国家」の姿を表現しようとする側面が強いという印象がある。だが、たしかに中国の国連での外交には、頑なに自己主張をしている面もある。それは特に、「聯合國」としての国連と中国の關係の根幹に觸れる部分、たとえばかつての「樞軸國」である日本の安保理入りや、代表権問題に関わる台湾問題において現れる。ここでは、協調、譲歩よりも、拒否権発動も辞さない姿がある。台湾と国交を締結している国への国連を通じた支援や、台湾の首脳的訪問を受け入れた国家への關係などに関する問題では、確かに強権的と見られる面もあろう。しかし、こうした面は、ある案件に関して見られるもので、中国自身が安保理の椅子を得ていることへの根源的問いや、中国を代表する政府としての正統性に関わるものでなければ、中国は国連で頑なになることは多くない。むしろ、安保理の常任理事国としてそこにいることそのものに、国連外交の主軸があるように思える。従って、「台頭する中国」という、その変容する姿のみからその国連外交についてのパーセプションを固めていくことにも限界があろう。そこではむしろ、その国連外交の経緯や背景、歴史的な基層をまず把握し、そこから変容過程を認めていくことが求められるのではな

かろうか。そこで本稿では、一九七一年以後の中華人民共和国の国連外交ではなく、さらに遡って、ハーグ平和会議や国際連盟における中国の外交について検討し、中国外交史における国際組織における外交のありようから、昨今の中国外交への示唆を求めるところを考えた。もちろん、中華人民共和国の外交を歴史的なアナロジの下に語ることや、戦前米の連続性を強調することには慎重でなければならぬ。

中国では、戦前期の中華民国の国際連盟外交に関して語られることは決して多くないし、戦後についても一九四〇年代後半の中華民国の下での連合代表団形成期や、一九五〇年一月に伍修権がアメリカの「台湾侵略」について譴責要請をしたことは語られても、中華民国が中国の代表権を単独で得ていた時期については語られないことが多い。そうした中で代表的な研究としては、王建朗のものがあろう「新中国成立初年英国關於中国聯合國代表権問題的政策演變」(『中国社会科学』二〇〇〇年三月)、同『中国廢除不平等条約の歷程』(江西人民出版社、二〇〇〇年)などがある。昨今、北京で一九六〇年までの外交文書の公開が始められ、そこに多くの国連関連文書が含まれていることもあり、研究の進展が望まれるものの、外交史研究としては端緒にいたばかりであろう。

中国の国際連合における外交を考えると、中華民国との代表権問題をはじめ、歴史的な連続性を強調するにはあまりに多くの断絶や空白が存在することは明らかである。一九七一年まで議席を有さなかった中華人民共和国にとつての国連外交は、中国代表権問題の

象徴的な場であった。他方、カイロ会談の残像としての五大国の一員としての国際的地位という点から見れば、中華民国ほどにはそれは強調されていなかった。それを積極的に評価しようとするのは、民国期を再評価し、国民党の抗日戦争を肯定的に捉えることになった昨今のことである。

だが、中国が連合国の主要戦勝国となり、国連安保理の常任理事国となっていく過程が、中華人民共和国にまったく継承されなかったわけではない。中華人民共和国は中華民国の国連外交、アメリカの動き、そして国連自身の活動に常に注意を払っていた。また戦勝国という観点では、中華民国から占領下の日本に派遣された「駐日代表団」のメンバー、特に東京裁判に派遣された判事の中には、裁判終了後に中華人民共和国に赴いた者もいた。たとえば、梅汝璈や倪徵燠らが挙げられよう。中国大陸に渡った梅は、一九五一年一月一日の共産党系機関誌である『光明日報』に記事を発表した<sup>(2)</sup>。ここで梅は、八年の抗戦で中国が一千万以上の声明と五百億ドル以上の財産を失ったと述べた<sup>(3)</sup>。これこそ、中華民国が賠償委員会の調査などを通じてはじきだした被害総額、五一五億七千五百万ドル（東北部・台湾・共産党支配区除く、時期は一九三七年以降、レートは一九三七年開戦時）、死傷者は一二七八万強という内容を中国大陸で継承させたものであったと考えられる<sup>(4)</sup>。他方、倪徵燠は、中華人民共和国が国連での議席を回復してからの一九八五年、七九歳でありながら国際司法裁判所の判事となり、九年の任務を果たしていくことになった。「聯合國」としての枠組み、経験の一部は、中華人民

共和国にも同時代的に共有された面があるのだ。

台湾側ではどうか。中華民国は、一九七一年に国際連合を脱退するまでの間、中国を代表する政府として国際社会から認められていることの証左として、また蒋介石総統が国民党を率いながら抗日戦争を戦い、中華民国が世界の五大国に列せられたことの証左として、国連安保理議席を位置づけていた。国連での議席は、中華民国の二重の正統性を示すものであった。そうした意味で、歴史的連続性を有するものであった。しかし、中華民国は、カイロ会談前後にピークに達した大国としての自己認識を、戦後もそのときのまま維持したような状態にあった。そのため、五大国の一員としての自己認識と国際的孤立としての現実の間のギャップが問題となることになったのである。その際、国連安保理の議席は大国としてのプライドを満たす象徴であり、同時に自己認識のギャップをもたらす一方の「極」であった。この点、現在では、一九六〇年代の「大国として」の固定化された認識に基づく外交が逆に一九六〇年代末から一九七〇年代初頭の孤立を招いたとする見解が大勢となっている。台湾では、台湾としてのアイデンティティが強くなり、民主化が進んだこともあり、民主化以前の国民党主導の（戦後）中華民国時代を「歴史」として見る傾向が強まってきている。そうした意味で、現在との連続性を安易に指摘することが逆に難しくなっている。

他方、歴史となったことにより、台湾では、一九七一年までの国連外交についても研究が盛んになってきている。まず実際に国連代表部に勤務した劉志攻の『中華民国在聯合國大會的参与』（台湾商

務印書館、一九八五年）がある。また国際社会における中華民国の位置を再検証しようとする研究も少なくない。国連創設時期における中華民国の関与に関する研究として、張玉法『論中華民国與聯合國創立之關係』（東海大学政治学系叢書、一九九四年）があり、また戦後の中華民国による（国連を通じて）対外援助に注目した国際合作基金会『台湾対外技術援助45周年慶祝專刊』（国際合作發展委員会、二〇〇五年）なども出始めている。他方、台湾史研究の分野から、戦後直後の台湾における国連事務所の活動に関する研究も出始めようとしている。これらの研究動向を見れば、台湾では既に「歴史」として中華民国の国際連合での外交が扱われ始めていることがわかる。これは、国史館がその所蔵文書を『中華民國與聯合國 史料彙編』（全四冊、国史館、二〇〇一年）として出版したことなどからもうかがえる。

このように、中国の国連における外交について、歴史的な連続性から単純に論じることには相当の留保が必要であるが、すでに歴史的な始点から、史料に基づき、比較的冷静に、この問題を考える土壌が形成されはじめている。そこでは実質的な外交とともに、中国自身の国際社会における自己認識、あるいは歴史観などもあわせて検討することが焦点となっている。しかし、中国の国連における外交を歴史的に検討することにおける最大の問題は、戦前を視野に入れた中国の国際組織（ハーグ平和会議、国際連盟など）における外交が事実関係も含めて十分解明されないままであったということである。この点、一九九〇年代後半に、唐啓華『北京政府与國際聯

盟（1919-1928）』（東大図書公司、台北、一九九八年）、張力『國際合作在中國——國際聯盟角色的考察 1919-1946』（台湾、中央研究院近代史研究所、一九九九年）などが相次いで出版され、漸く研究が始められたところである。

本稿は、こうした研究動向をふまえ、戦前期の中国の国際連盟外交を、その連盟の前身とも言えるハーグ平和会議での外交も視野に入れながら論じるものである。この論点は、拙著『中国近代外交の形成』（名古屋大学出版会、二〇〇四年）においても論じ切れないものであり、日本における先行研究は管見の限り殆ど見られない。冒頭でも記したように、こうした歴史過程が直ちに現代中国の国連外交の引証基準になるとは考えていない。ただ、引証基準としての歴史が不断に創出される中国において、かつて否定的に評価されてきた清末から民国期の外交が肯定的に評価され、新たな歴史の記憶が創出されようとしていることに鑑みれば、また国際社会での協調外交を重視しようとしている中国外交の現在の姿を見れば、こうした作業にも一定の意味があろう。

## 一 第一回ハーグ平和会議（一八九九年）と中国外交

一八九九年、一九〇七年に開催された第一回、第二回のハーグ平和会議に清は代表を派遣した<sup>5)</sup>。第二回会議、あるいはその後の国際連盟における中国外交に比べて、第一回ハーグ平和会議における中国は基本的にオプザーバー的であるが、簡単に説明しておきたい。

ハーグ平和会議は、単なる一時的な会議ではなく、多国間条約を

基礎としつつ、世界的な和平を視野に入れ、「機構」として長期的に機能していくことを想定したものであった。この会議はニコラス二世が主導しており、第一回会議の際には清はロシアと開催国オランダの双方から参加招聘状を受け取り、駐ロシア・オーストリア公使であった楊儒を全権代表として派遣した（随員は駐ロシア参贊官・何彦昇、胡惟徳、翻訳官・陸徵祥）。参加国は二六カ国あり、議題には、三つの条約と三つの宣言が採り上げられた。そして、「陸戦の法規慣例に関する条約」とその付属規則（「ハーグ規則」）、「国際紛争の平和的処理に関する条約」、「ジュネーヴ条約の原則を海戦に適用する条約」、「軽気球よりまたはこれに類似したる新たな他の方法により投射物帯及び爆発物を投下することの禁止」宣言、「窒息性ガス又は有毒性ガスの散布を唯一の目的とする投射物の使用禁止」宣言（「毒ガス禁止宣言」）、「外包硬固なる弾丸にしてその外包中心の全部を蓋包せず、もしくはその外包に截刻を施したるもの如き人体に入り容易に展開しもしくは篇平となるべき弾丸の使用の禁止」宣言（「ダムダム弾禁止宣言」）が採択された。

会議は五月から七月まで開催され、条約および宣言については一八九九年の年末までに調印するか否か決定する必要があった。楊儒の見解は、「今回の会議は中国として最初に国際会議に参加するものであり、もし調印をしなければ、外国人から中国が（国際社会と）距離をとろうとしていると看做され、今度加わらなければならぬ国際会議があつたときに、必ずしも招聘されるとは限らない状態に陥るかもしれない」というものであった。楊の見解は、国際的

な孤立を防ぐことも考慮し、会議の結果を肯定的に受け止めようとするもので、個別の条約に対しては、以下のように判断した。第一に「陸戦の法規慣例に関する条約」、「ジュネーヴ条約の原則を海戦に適用する条約」の二に条約については調印しないこと、第二にそれ以外の条約および宣言には調印すること、第三に赤十字については「善挙」と認め、一八六四年のジュネーヴ条約には調印すること、であった。ハーグ陸戦条約調印に反対したのは、中国に西洋式の近代的な陸軍が形成されていない状態で、西洋基準が適用されることに無理があつたためであり、ジュネーヴ条約の海戦適用については、中国沿岸部に西洋式の病院、医者、救護船などが完備されていなかったためである。国際標準の適用による弊害を忌避したのである。他方、「国際紛争の平和的処理に関する条約」は国際紛争があつた場合に清にも有利となる可能性があると判断された。これに対する皇帝の判断は、総理各国事務衙門に討議させて、上奏させること、というものであった。

総理衙門は、基本的に楊儒の方針を是としたが、「ジュネーヴ条約の原則を海戦に適用する条約」については、世界全体が「善挙」をしようというのに、もし調印しないと、ただ中国だけが独り特殊になつてしまうので、「他と同様に善を示すことを妨げず、その徳の意を実行するのが良い」としたのであった。だが、朝廷は本当に諸条約に調印しても問題がないのか再精査するようにと差し戻したのであつた。<sup>(8)</sup>総理衙門は再び調印しても問題ないと上奏したが、朝廷側は以下のように反論した。「国際紛争の平和的処理に関する条

「約」については、確かに何か問題が発生した際に、その問題を和らげ、解決する手段となるかもしれない。しかし、外国は皆気脈を通じているので、臨戦時にそれぞれ当事国が交戦の利害に鑑みて、和解の謀をめぐらすことになるのではないだろうか。<sup>(9)</sup>これはこの条約、あるいは常設国際仲裁裁判所の有効性について疑義を呈したものである。総理衙門は、確かに条約を締結しても、実際の紛争での「操縦之権」は当事国にあり、この「公会」(多国間条約による集団的秩序)の牽制を受けはしないだろうとした。だが、だからこそ調印しても問題なく、また多くの国々が既に調印しているのに、独り中国だけが異議をとねえることは好ましくないとし、調印が認められたのだ<sup>(10)</sup>。この総理衙門の判断は皇帝の裁可を受け、楊儒に伝えられ、一月二十七日にオランダで調印したのであ<sup>(11)</sup>った。

会議終了後、楊儒は総理衙門への報告書の中で、ハーグ平和会議に参加した印象を述べている。そこでは、「地球上の列国の形勢は春秋時代と異なるところがない」とし、またこのような国際会議に参加したのは初めてであり、今後、郵政、商務、国際法などの国際会議が有ることが考えられるが、今回の参加はそれらに参加する上での先例となるもので、「これこそ誠に近日外交の一大転機である」としている<sup>(12)</sup>。

しかし、ハーグ平和会議でサインした条約は、結局義和団事件の混乱の中で批准されずに持ち越されてしまう。そして、辛丑和約が締結された後も批准はなされず、結局、批准が問題となったのは、日露戦争に直面してからであった。この戦争に対して、清は、一九

〇四年二月一二日に「中立宣言」を発したが<sup>(13)</sup>、その戦時中立については、その内容および日本・ロシアそれぞれに対する好意的な中立ではないかと日露両国から様々な疑義が寄せられていた。清は、自らの中立に「国際紛争平和的処理条約」、またハーグ平和会議加盟国としての後盾を与えようと、同条約の批准をおこなうこととした<sup>(14)</sup>。

清は、オランダと交渉し、「国際紛争平和的処理条約」そのほかについて、皇帝の裁可を経て、オランダに寄託するかたちで一九〇四年一月二二日に批准した<sup>(15)</sup>。一九〇四年、正式に「ハーグ平和会議」加盟国となった清は、駐露公使胡惟徳、参贊官何彦、翻訳官陸徵祥らをハーグに派遣した。これは、赤十字関連の船舶免稅条約に関する審議をおこなうためであった。一八六四年のジュネーヴ条約については、一九〇四年に赤十字側から外務部に清側に招聘状を出し、同年七月になって加盟手続きを完了した。この会議に参加した胡惟徳公使は、ハーグ平和会議への参加にはロシアの斡旋があったことを指摘し、同時に朝鮮、ブラジル、アルゼンチンなどの諸国が招かれていないことから、中国が優遇されていると、外務部宛ての書簡で述べている。第一回ハーグ平和会議には、アジアから日本、中国、シヤム、ベルシヤが招かれていたものの、朝鮮は含まれていなかった。また、中南米でもメキシコは招かれていたが、ブラジル、アルゼンチンは含まれていなかった。それだけに、会議に選ばれ参加するということにたいに、その国の国際的地位が含意されていると考えられていた。他方、胡は「要するに、地球上の各国の形勢は春秋の時と変わらないのだ。春秋時代からすでに二千年を経て

とはいえ、個々の内容はまだまだ符合する」というような、国際社会認識を示している。これは、先の楊儒の会議への印象と似たものとなっているが、中国自身が春秋時代の一国であったように、五覇の一であるとして自己を認識していたかどうかは不明であるが、少なくとも劣勢にある構成員だとは認識しているわけではなかったと推測できる。これは、選ばれた国として会議に参加した点や、以下に示す一等国としての経費負担、さらには中国の参加資格を問題とする向きが見られなかったなどから想像可能なことである。

最後に、第一回ハーグ平和会議の経費負担の問題について簡単に説明しておきたい。この点はドイツに駐在する清公使とオランダ公使の間で調整された。オランダ政府は、中国を「大国」と看做し「頭等国家（＝一等国）」としての経費負担を要請した。<sup>(17)</sup> 中国が経費負担の面で一等国と認識されたのは、人口規模に応じた配分をしたことに由来するのであって、文明国標準に依るものではない。中国は、金額的にも決して多くないことを確認した上で、これを受け入れ、正式にハーグ平和会議のメンバーとなったのである。<sup>(18)</sup>

## 二 第二回ハーグ平和会議（一九〇七年）と中国外交

第二回平和会議は、一九〇四年末にアメリカが開催を提起し、ロシアがそれを支持して、一九〇七年に開催された。中国は一九〇五年にロシアから招聘された。この会議に参加した国は四四方国、「国際紛争の平和的処理に関する条約」などがあらためて審議された。ここでは、仲裁よりも強制性が強まる司法手続きを適用するこ

とにより紛争を解決する常設国際司法裁判所の設置が求められたが、判事の選任方法をめぐって紛糾し、結局条約の一部修正と仲裁手続きの規則修正がおこなわれたに過ぎなかった。だが、この審議過程における中国を取り巻く状況は、第一回会議に比べて、厳しいものとなっていた。

この会議が開催されるに際し、中国の在外使臣の中には、それぞれで設けられていなかった駐オランダ公使を置き、ハーグ平和会議関連の事務を担当させることを唱える者が見られ始めた。駐フランス公使であった孫宝琦、駐米公使であった梁誠などがそれにあたる。孫公使は、中国が既に国を開いているとは言っても、依然として各国から「公法以外の国」（万国公法の下にはない国）だと認識されており、義和団事件以後急速に世界との交流が盛んになる中で、この問題を解決する必要性が増していると警告を発している。そして、第一回ハーグ平和会議に参加しながらも批准が遅れたために、中国自身が万国公法の世界にはいるつもりがないのではないかという疑念をもたれたのだから、またハーグ平和会議加盟国の多くがオランダに常駐使節を置いて日常的に交流している状況に鑑み、中国は使節をオランダに派遣し、規則に照らして常設仲裁裁判所の判事も兼ね、さらに国際法の外国人の専門家を雇って裁判所の判例を研究させるべきだとしたのである。<sup>(20)</sup> そして、駐オランダ公使館の開館が決定され、第一回の平和会議で翻訳を担当した陸徵祥が、駐ロシア公使館の二等参贊官から新設された駐オランダ公使に大抜擢されたのであった。<sup>(21)</sup> この陸こそが、後に中華民国の初代外交部長として、第

三回ハーグ平和会議参加の準備をし、また第三回会議の代わりに開かれたということもできるバリ講和会議における、中国代表団の首席全権代表となったのである。

陸公使は第二回平和会議を大変重視し、中国代表の地位に関する建議をおこなっていた。各国が大使級の代表を派遣する中で、中国は公使である陸を代表とすることにより立場上不利になることを恐れ、オランダ公使が兼任として会議に参加するのではなく、ハーグ平和会議のための専門大使を派遣することを求めていたのである。<sup>(22)</sup>当初、外務部はそれに応じなかった。しかし、陸公使は外務部に再要請する。そこにおいて焦点となっていたのは、国際的地位とそれをめぐる日本の動向であった。陸公使は、「各国はみな大使を派遣するとしているが、その理由を考えると、この平和会議は万国の玉帛の戦場であるためだろう」と述べる。玉帛は、皇帝や他国に対する贈答品などをさす、「玉帛の戦場」というのは実際に武器をもち戦う「干戈の戦場」と対になる、武器を用いない外交的な戦場のことであろう。そして、会議に参加する人員こそが、国家の代表であり、「壇帖(対立や障壁)のあるなかで各国は同盟し、国際的な地位をあげることを重視し、参加する代表の会議における地位を示す階級こそが、その国家が世界で得ている等差を暗に示すものともなるのである」などとして、大使の派遣を要求したのである。<sup>(23)</sup>また、この国際的地位をめぐる、陸は特に日本を警戒していた。「日本は最爾國(小国)であるが、その国際的地位を列強と同じレベルにまで一気に押し上げようとしており、日露戦争での戦勝という時

機を利用して、大使を派遣しようとしているのである。我国も、いまこの万国平和会議の機会に乗じて、これを利用して、一等使節を派遣し、今後はその大使が先導していけば、国際的地位はおのずと回復していくであろう」などと陸は本国の外務部の幹部に訴え、「日本は干戈(戦争)により名譽をおさめようとしているが、我国は玉帛(外交)により名譽をおさめる」としたのである。<sup>(24)</sup>

このような陸公使の要請に応じ、外務部も方針を転換して、陸をハーグ平和会議の全権使節とし(大使級)、公使館の参贊であった錢恂が駐オランダ公使となった。また、アメリカの國務省長官を務めたジョン・フォスター(John W. Foster)を顧問として招聘した。また、陸軍部も当時フランスに留学させようとしていた丁士源(練務処軍政司法律科監督)を軍務委員として会議に参加させた。フランス語の通訳などをあわせ中国の代表団は合計一一名となった(全権代表は陸、錢、フォスターの三名)<sup>(25)</sup>。この代表団は、規模から見れば、英露仏独日などと近かった。

第二回会議は一九〇七年六月二五日から一〇月一八日に開催され、仲裁裁判、陸戦、海戦、中立および赤十字の四部会にて議事が進行した。陸代表は第三部会の名譽議長となった。「欧米名人」が多く占める名譽議長席を中国が得たことは、国際的地位を示す上で意義有るものと認識された。<sup>(27)</sup>しかし、国際仲裁裁判所をめぐる審議では、中国は「非文明国」、「不平等条約締結国」として位置づけられ、苦渋を嘗めることになった。第一回平和会議で成立した国際仲裁裁判所は、名目は常設であったが、実際には書記官一名と事務局で構



成されるにすぎず、案件が発生した場合に判事を選出して法廷を形成していた。この裁判所の経費は、万国郵便会議における経費分担に依りて定められていたが、万国郵便会議に当時加盟していなかった中国は、一等国なみの経費負担を負うこととしていた。<sup>28</sup> アジアでは、日本、トルコ、中国の三国が同様の負担を負っていた。

アメリカは、国際仲裁裁判所をより常設的にするために、一七名の判事を置くことを提案した。そして、法律完備の度合いに応じて八カ国（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、ロシア、オーストリア、イタリア、日本）については判事一名の枠を固定的に得ることとし、残る九枠については非常任で、任期を一〇・四・二・一年に分けて割り当てることとして審議が進められたのである。この分配も、法律の整備状況が根拠とされたのだが、中国にとつて衝撃が大きかったのは、トルコが一〇年任期となる中で、中国が四年任期とされた点であった。これは中国が三等国と国際的に認知されたものと受け止められたのであった。中国は、裁判所に対する経費の負担額を根拠に反対した。多額の負担が、中国にとつては、その国際的地位を示す資源の一つと考えられていた可能性を、この議論は示している。結局、他国の反対もあり、アメリカ案は通過しなかった。<sup>29</sup>

だが、「三等国問題」は陸代表やほかの駐外使節に大きな影響を与えた。陸は以下のように述べている。「ハーグ保和会における国別ランキングでは、わが国は三等国に降格されることになった。……（中略）南北アメリカの諸国が、わが国のことを法律の最も遅れた国と口をそろえて言い、欧州各国もこれに附和したからであろう。

ちようど、安徽や浙江での事件で地方官の処理方法が不適切であったことが詳細に新聞で報道された時に当たり、各国はこれを引いて証拠としている。みな中国の治外法権の回収を永遠に認めてはならないなどと言っている。「陸代表は、速やかに憲法およびその他の法制度を確立し、主権を保つことを本国に要求したのであった。<sup>30</sup>

また、フォスターの採用を求めるなど平和会議を重視する論調をはっていた駐英公使汪大燮は、親戚の汪康年宛の書簡で「中国が平和会議で三等国に列せられ、後に争つて何とか一等国に上げられたとのことであるが、実はそのようなことは全くない」などと述べ、国際的な協調の必要性を唱え、さらに「海軍を興し、法律を改め、銭法を変えるに際しては、内政方面からの援助がなければ実現できないのであるから、まして条約改正や治外法権の回収、関税自主権の回復ともなればなおさらのことである」というように、改革の必要性を唱えたのである。自己認識としては、「今日の中国はなお南米の諸小国にも及ばない」という慨嘆があった。<sup>31</sup>

国際的な地位が、経費の負担といった面での「玉帛」ではなく、法制の整備などではかられていくことを痛感し、諸制度の整備、平等条約の改正がいっそう強く認識されるのであった。この点で、国際仲裁裁判所の判事の任期問題以外にも中国代表に強い印象を与えた案件があった。それは、この裁判所の案件処理について、申告制から義務制に移行させるというイギリス代表であるアーネスト・サトーが提起した案において、治外法権関連案件が対象外とされたことである。治外法権については、特にマッケイ条約以後、中国に

おいてもその改正への道筋が立てられていただけに、ここで治外法権の除外を認めることは不平等条約体制の固定化にも繋がると考えられたのであった。<sup>(33)</sup> サトーは、治外法権条項を除外した理由をトルコとモロッコにおけるそれを念頭においていたとしたが、陸代表はシャムなどとともに徹底的に反対し、採決の結果、この条項の削除が決められた。<sup>(34)</sup>

会議終了後、陸代表は会議の報告書「保和会前後実在情形並近來世界大勢」を提出している。<sup>(35)</sup> ここで陸は前回同様に「春秋と異ならない」と世界情勢を分析しながらも、世界を欧米亜の鼎立に見立て、「アジア」について論じている。ここでは、治外法権の問題などで、中国、ペルシャ、シャムなどが一致してイギリス案に反対したことを「「亞洲之派」の形成として評価しつつ、日本への警戒をあらわにする。日本は自らをアジアの領導と認め、日露戦争で勝利を取めたことで一躍列強の仲間入りをしたとし、アジアの牛耳を握り、中国を陥れようとするのが甚だしいと非難している。その上で、日本と利害が対立しがちなアメリカ、ドイツとの連盟をも提唱している。他方、林董公使らが中国を韓国と同様にみなそうとしていることにも反発していた。「我国はもともと会議で一等国扱いを受けていたのだが、日本代表の意見によって、我國の地位は三等国にまで下げられた。この落差は大きく、どうして軽んじることができようか。その理由は、中国の法律が特異であって、文明も各国と異なり、そのために中国で各国が領事裁判権を得ており、中国の官員に外国人に対する裁判権がないこと」に求められていた。ハーグの国

際仲裁裁判所で、そのように本国における外国人を裁く権限の無い国（すなわち中国）の官員が判事となることは不適切だといふのである。こうしたことをふまえ、陸代表は、韓国と同様に亡国しない手段として立憲を急ぎ、憲法を実際に施行していくことなどを唱えたのである。<sup>(37)</sup> このような憲法や法制整備によって国際的地位を保たねばならないとする見解は、当時の在外使臣に共通するもので、「法制整備が実現しなければ、次の平和会議で中国は何等国になつてしまふのだから」と心配されたのであった。<sup>(38)</sup>

### 三 国際連盟をめぐる中国外交

——一九二〇年代を中心に——

第三回ハーグ平和会議の開催は未定であったが、一九一四年であろうという憶測があった。辛亥革命を経て中華民国が成立した後、中国では臨時大總統令により会議の準備が命じられた。<sup>(39)</sup> 中華民国がこの会議を重視したのも、ここで国際的地位が示されると考えられたからである。<sup>(40)</sup> この中国におけるハーグ平和会議準備会の会長は陸徵祥で、そこに顧維鈞らの若手委員が加わっていた。<sup>(41)</sup> また、この機関は、外交部の下部組織ではなく、大總統令で組織されていたので、対外政策に対する影響力が保証されていた。そして、この準備会は、さきの二回の会議における中国の準備が不足していたことに鑑み、想定される案件にかんする準備を進めるとともに、あわせて第二回会議で調印が見送られた諸条約に関する調印の可否などを論じていった。

一九一四年三月、アメリカ、ロシア、オランダ三国が第三回会議の準備会組織を唱え、中国側にも照会があり、駐オランダ公使唐在復を平和会議それじたいの準備会の委員として充当することとした。しかし、第一世界大戦が七月末に開始される。中華民国は直ちに中立を宣言、八月六日には大總統令で「局外中立条例」を發布したのである。ここでは、租界、租借地を含む、中国の領土、領海における交戦を禁止することが意図されていたが、日英軍は山東のドイツ租借地を攻撃した。ある国が中立を宣言した場合、その中立国内にある租界・租借地にも中立条項が適用されるか否かという点については、一般論として定説が形成されていなかった。そのため、この点に関する研究を進め第三回の平和会議にこの問題を提起しようとする準備をしていたのである。<sup>42</sup>このほかにも、不平等条約改正に向けての包括的な原則（領土・主権・行政権の尊重など）の提出を企図していた。

一九一七年三月、中国はドイツと断交し、第一次世界大戦に参戦するが、それに際して中国は殆どのハーグ平和会議関連の条約に調印、批准した。中国は、ハーグ平和会議に体现される国際標準にのっとって参戦しようとしたのであった。このような政策は、先の日露戦争への対応にも通じる。第一次大戦終結後、中国は戦勝国となりパリ講和会議に参加した。ここで、中国は対ドイツのヴェルサイユ条約には調印せず、対トルコのセーブル条約にも治外法権条項を理由に調印しなかった。しかし、中国は対オーストリア、サン・ジェルマン条約には調印し、その第一条の条文に基づいて、国際連

盟の原加盟国となった。

当時、パリでは、国際連盟の規約制定会議も開催されていた。中国にとっては、パリ講和会議とともに、この連盟の規約会議こそが重要だった。国際連盟は、大戦後の国際秩序形成のための機構という側面と共に、第三回ハーグ平和会議としての要素も有していた。中国国内ではウイルソン主義が尊重されていたこともあり、外交官や中央の政治家にも国際連盟に期待する向きがあった。<sup>43</sup>顧維鈞は、徐世昌大總統に対して、ウイルソン大總統宛に以下のような親書を送付するよう求め、あわせて国内でウイルソンによる国際連盟組織の意思を宣伝、鼓吹するように求めていた。「貴大統領が国際連盟を組織することを主張し、国の大小強弱に関わらず公理を維持し、世界の永久和平を保とうとなさっておられること、その事は大きく、意は美しい。本大統領そして国民はともに心から深く感銘を受け、それが徹底的に推し進められて実を結び、世界に限なくその成果が行きわたることを期待している」。

他方、パリ講和会議中の一九一九年二月から四月にかけて、国際連盟委員会（五大国以外に九カ国の代表から構成）が一五回にわたりに開催され、顧維鈞代表も参加していた。ここでは国際連盟規約が主に議論されたが、中華民国はそこでも自らの地位の保全をはかる外交を展開した。<sup>45</sup>二月一日、ウイルソン大統領が国際連盟規約草案について報告したとき、顧維鈞は中華民国全権として演説をおこなった。顧は、中国の人口規模を強調しつつ、「この連盟規約が施行されれば、国家の非法行為は防がれ、世界平和が保障される」と

述べた。連盟規約の第一〇条には、加盟国の「領土保全、政治的獨立」が盛り込まれ、もしそれが冒されそうな場合、理事会が当該侵犯国に対して条約の履行を求めるということになった。この条項は、パリ講和会議で中国が一貫して要求していた内容であり、一九二二年のワシントン会議における九カ国会議にも盛り込まれた。中国が領土保全・政治独立などを唱えたことの背景には、二二箇条問題や山東問題をはじめとする一連の外交問題を解決する上での包括的な原則を諸外国とのやり取りの中で獲得しようという意図があったと見てよからう。しかし、ジュネーヴで一九二〇年一月から二月にかけて開催された第一回総会は、連盟が中国の抱える具体的な問題を解決する場としては機能しないことを中国代表が知る場となった。連盟規約第二一条は、モンロー主義や地域協商 (Regional Understanding) を認めており、日本の東アジアにおける覇権主義や石井ランシング協定などを正当化する根拠となっていた。

しかし、ハーグ平和会議以来の国際的地位をめぐる問題では、中華民国は一定の成果をあげることになった。この点、顧維鈞、王寵惠らの代表が拘泥した理事會理事国を選定する手順を定めた第四条をめぐる審議が重要である。この問題は国際連盟下の六委員会のうち、法制委員会ですまず審議された。この委員会の主席はイギリスのバルフォア、副主席は顧維鈞であった。顧がここで主張したのは、「分洲主義」とよばれる方法で、非常任理事国四国のうち、三国を欧米から選び、一国をそれ以外 (アジア、アフリカ、オセアニア) から選出するというものであった。<sup>(46)</sup> この案は、今回の選挙に限った一

種の希望条項とすることで法制委員会を僅差で通過、総会では大差で通過した。他方、連盟発足当初の非常任理事国四国 (ギリシャ、ベルギー、ブラジル、スペイン) は選挙で選ばれたわけではなかった。この分洲主義が採用された結果、中華民国が非常任理事国に選出された。ベルシヤ、シヤムなどのアジア諸国、そして中南米諸国、さらに英連邦、フランスなどが中華民国を支持した。<sup>(49)</sup> 中華民国が国際連盟理事会の非常任理事国となったことは、当時の中国外交界だけでなく、国内世論でも「わが国の国際的榮譽である」として評価された。<sup>(50)</sup> この議席は、ワシントン会議開催の一カ月前に当たる一九二一年九月に開催された第二回総会においても維持された (四理事国は承認投票で留任)。このうち、中国は一九二二年の第三回総会で、国内分裂、連盟規約修正案の未批准、連盟経費未納などの問題が重なり、窮地に立たされたものの「分洲主義」を主張して議席を維持した。

しかし、一九二三年以降、議席維持は困難になった。これは「賄選」(不正選挙に基づく大統領選出)、臨城事件などによる統治能力・条約履行能力への疑い、中央政府の財政破綻などがその背景にあった。九月の第四回総会では、中国は落選するとともに、分洲主義に反する動きも顕在化した。<sup>(51)</sup> 一九二四年の第四回総会では、中国が提出した「分洲主義」は希望条項として通過したものの、落選した。翌年の第六回総会でも、同様であった。中国は執拗に分洲主義を唱え、アジアの代表として非常任理事国になろうとした。

一九二六年の第七回総会はひとつの転機であった。というのも、

一九二五年のロカルノ協定を経てドイツが正式に加盟し、同時に常任理事国になるという案件が浮上したことをうけ、常任理事国、非常任理事国の議席について争議が発生、議席の調整なくば退会するとする国が出始めたからである。それに伴い、通常九月に総会を開催している連盟が三月八日に異例の特別総会を開催、非常任理事国を目標としていた中華民国も、ドイツ加盟にともない常任理事国議席が増加するならば、常任理事国となることを目指すというスタンスをとった。中国が連盟に提出したとされる申請文には以下のように記されている。「国際連盟理事会常任理事国の議席が増加するならば、中国としては常任理事国の議席を得ることを請求する。同様にこの議席を求める他国に比べても、中国政府は、国際状況および中国の地位の重要性の点で、常任理事国となる請求をおこなう絶対的な根拠を有する。中国は、アジア大陸の枢要の地を占めており、全世界人口（「民族」）の四分の一を有し、無量の資源と巨大な経済力を保有する。また文明は世界最古であり、『教化』ももつとも早かった。もし、国際連盟が世界を代表する機関であるならば、中国は常任理事国となることにならう。そうなれば、国際連盟の威望も保たれよう。」<sup>(55)</sup>ポロランド、スペイン、スウェーデン、ブラジルなども常任理事国を目指したが、結局、ドイツだけが認められ、他国については新たに編成された「理事会改組委員会」にて調整のうえ、九月の総会で議論することとなった。<sup>54</sup>中華民国は、この委員会のメンバーとなり、常任・非常任の議席増、分洲主義の二点を主張した。当時の連盟代表であった朱兆莘は、当時の指針を以下のように述べる。

「自分はアジアが少なくとも一つの非常任理事国議席を占めるべきと考えているが、それはベルシャ・中国・シヤムの三国で持ち回りとすることを意味している。これが実現したら、任期を六年としてまず中国が担当する。そして任期の六年中に、連盟の組織にも変更が加えられようし、中国国内の政局も安定するであろうから、機を捉えて常任理事国となつてはどうかと考える。」<sup>55</sup>だが、この委員会での結論は、常任理事国増加ではなく、非常任理事国三席の増加、あわせて分洲主義の確認がなされた。分洲主義では、九席のうち三席を中南米がおさえ、残り六席のうち二席をアジアで占めるべく中華民国代表は主張したが、アジアは一席にとどまった。日本代表も、中国代表に同調して、アジアの二議席化に賛成した。しかし、その後、スペイン、ブラジル、ポロランドが退会を覚悟して猛烈に抗議、非常任理事国九カ国のうち三国（毎回の選挙で一国）<sup>56</sup>は再任を認める「非常任理事国」とすることで調整されようとしていた。一九二六年九月、第七回総会が開催され、中国は調整上二年任期となつた枠の非常任理事国に選出された。北伐さなかでの選出には大きな意味があつた。<sup>57</sup>このうち、一九二七年の第八回総会でも議席は維持された。

このように中国にとって非常任理事国というポストは国際的地位を示すものとしてきわめて重視されていた。国際連盟が実際に山東問題をはじめとする外交問題を解決できずとも、こういった国際的な地位を如実に示す場所として意識されていたのである。このような論理は、ハーグ平和会議と同様に経費の負担にもあらわれる。創

立当初、国際連盟の経費負担制度は、人口に依拠する万国郵便会議国際事務局における経費分担をもとにして設計され、そのうち修正が加えられた。そこでは一等がイギリス、フランス、二等が日本、インド、イタリア、中国となっていた。<sup>(58)</sup>中国にとって負担増であったが、それを否定することはできなかった。唐在復代表は、特に理事會における非常任理事国選挙をとりあげ、「選挙においては、みな中国の会費負担が大きいことから、非常任理事国に選出されたと考えていたし、それこそが公道だと思われていた。だからこそ当時、総会において経費が高いと抗議することは（議席の喪失にも繋がるので）躊躇された」と述懐している。<sup>(59)</sup>会費問題は、非常任理事国選挙、国際的地位向上問題と密接に関わっていたのである。

しかし、中国が非常任理事国の議席を失う中で、経費負担と議席の連関性が根拠を失い、連盟に減額をもとめていく。それに際してもブラジルと同額としようとするなど、国際的地位を意識した額を要請したのであった。だが、中国の財政状況からして支払いは難しかった。中国が負担額を完済できたのは一九二〇年と二一年だけであった。連盟からの督促も相次ぎ、また連盟自身の財政問題として中国の経費未納問題が討議された。しかし、不平等条約を締結し、関税自主権もなく、ほとんどの財源を借款などの担保とされ、さらに内政面での統治能力に限界がある状態で、完済は困難であった。また諸列強としても、連盟経費支払いを理由として中国から関税自主権回復を要求されるということもあり、根本的な解決手段を得るには至らなかった。だが、それでも二二年分は五回にわけて分割払

いして八割強を払い、二六年、二七年分は一―二割を支払った（二三年、二五年、二八年は全く支払っていない<sup>(60)</sup>）。

### おわりに

一九二八年に北京政府に代わった南京国民政府は統一政権とされるが、国際社会が直ちに北京政府と異なる待遇を与えたわけではなかった。アヘン問題では連盟の決定事項の履行能力を問われた北京政府期よりも更に低い評価が下され、一九二八年の非常任理事国選挙でも落選、国内では連盟脱退論も議論された。しかし、国民政府はむしろ連盟接近を模索し、中国自身の主権を主張するよりも、国際的な枠組みの中で国内の諸問題を解決する方向をとるようになる。この転機となったのが、一九二九年一月―三月の連盟事務副総長のジョセフ・アヴノール、また同年冬の衛生部長ライヒマンの訪中とされている。一九三〇年一月には国民政府が正式にライヒマンを招聘、衛生顧問として中国に赴いたライヒマンは、連盟の経済・財政部長や交通運輸部長の中国招聘を斡旋し、実現していった。一九三一年四月、中国政府は、国家建設を推進するため全国経済委員会を創設し、人材派遣、技術協力、人材養成、文化協力などを含む、国際連盟からの包括的な協力を求めた。<sup>(61)</sup>連盟もこれを認めた。連盟と中国の密月時代の到来であった。中国は連盟の社会事業の主要舞台となったのである。

日本の連盟脱退はまさにこの密月時代の到来とともに訪れた。一九三三年二月四日の日本の議場退場を経た四月一〇日、連盟事務局

が中国援助に対するコミュニケーションを発表、連盟理事会の下に特別委員会が組織され、中国の全国経済委員会に協力して計画の遂行にあたることとなったのである。一九三四年五月にジュネーブで開かれた対中国技術協力委員会 (Committee of the Council for Collaboration between the League of Nations and China) に提出されたライヒマン報告書 (Report of the Technical Agent of the Council of his Mission in China: from the Date of His Appointment until April 1st, 1934) は、国際連盟の対中協力を物語る。

「連盟の寵児」となった中国は、第二次大戦の戦勝国となったことで国際連合における五大国の一員となり、安全保障理事会の常任理事国となっていく。一九四一年にルーズベルトとチャーチルが大西洋憲章に調印、一九四二年一月にワシントンでサインされた連合国宣言において、国際組織の設立が提唱されると、中国もこれに加わり、アメリカの支持の下、戦後の五大国の一つと想定された。そして、一九四四年五月にアメリカが安全保障問題会議を米英ソ中の四国で開催する旨を打診してきた際にも、蒋介石は喜んで出席すると返答をしていた。もちろん、五大国のひとつとはいっても、中国の活動空間は限定的であった。米英ソが主たるアクターであり、特にソ連はまだ日本との中立条約が生きており中国のコミットメントを嫌ったとされているのである。だが、顧維鈞代表のはたらかさもあり、国際連合憲章が採択された一九四五年四月二十五日のサンフランシスコ会議の招聘状は、英米ソ中の四国名義で発せられたのであった。

このうち、中国代表権問題が発生するが、それでも中国の安全保障理事会の常任理事国としての議席は維持された。だが、中華民国であれ、中華人民共和国であれ、第二次世界大戦後の中国が実質的な意味での「大国」になったとは考えていなかったであろう。だが国連での安保理の議席は中国の国際的地位の象徴として維持された。中国のハーク以来の国際的地位向上と世界戦争の主要戦勝国としての果実はたしかに限定的だったが、その限られた、まさに象徴的なものとして「聯合國」の安保理の議席があったのである。

西村成雄は、近代中国の外交空間を、二国間、大国間国際政治 (ヴェルサイユワシントン、ヤルタ・ポツダムなど)、国際連盟・国際連合の三者に分類する。そして中国が国際的地位の向上を (形式的に) 達成したのは第三の外交空間、すなわち国際連盟・国際連合という場においてであり、第二の大国間国際政治の場では、アメリカの大国化政策によって国際的地位が向上したものの、それは暫時的なものに過ぎなかったとしている。暫時というのはカイロ会議直前をピークとするということである。しかし、中国にとっては、この地位向上の放物線の頂点とも言えるカイロ会議時の状況が、いわば「残像」として中国の国際的地位に関する自己認識となっていくたとされるのである。そして、その残像が実像のように信じる<sup>63)</sup>ことができた場が国連安保理だった。

ハーク平和会議以来の歴史を見れば、こうした国際会議の場で中国が個別問題の解決を目指したこともないわけではない。山東問題の国際連盟への提出も検討したほどであるし、国民政府は連盟から

多くの近代化支援を受けた。だが、中国が国際組織において一貫して推し進めていたのは、議席や経費などにあらわれる国際的地位であると考えてよからう。そして、その地位をめぐっては日本の地位との連関がしばしば意識されていたことも看過してはならない。

中国が求めてきたのは象徴的な国際的な地位とでも言うべきものであったし、第二次大戦後、カイロ会談前後の実質的な「大国」としての残像」が自画像として自己認識の一方の極を形成してきた。もしかしたら、虚像かもしれないが、現在の残像が、現在、実像になろうとしていると見ることが出来るのかもしれない。だが、歴史的には、中国が国際会議の場で追求してきたのはアジアの代表、非常任理事国などの象徴的な地位であり、そこから逸脱することがあるとすれば、それは中国外交史的には一種の冒険となる。

(1) 中華人民共和国外交部檔案館所蔵の檔案には、たとえば以下のようなものが含まれている(筆者既見のもの)。周恩来総理就美国侵略台湾問題致联合国電(一九五〇年、フアイル番号一三三〇〇一〇一〇五)、「周恩来総理、章漢夫副外長就朝鮮問題及恢復我在聯合國席位問題与印度大使潘尼迦的談話記錄(一九五〇年、一〇五一〇〇〇九一〇一(一))。

(2) 梅汝璈「対日講和問題」(『光明日報』一九五一年一月一日)

(3) 中華民国の賠償準備過程については、拙稿「対日賠償請求問題と中華民国」(二〇〇二年国際政治学会部会一三「中国と日本外交」提出論文、未公刊)、同「歴史学から見た戦後賠償」(奥田安弘・川島真ほか「共同研究・中国戦後賠償—歴史・法・裁判」明石書店、二〇〇〇年所収)、賠償委員会の文書については、別枝行夫・貴志

俊彦・川島真編『台湾・国史館典蔵行政院賠償委員会檔案目録』(平成一三—一六年度日本学術振興会科学研究費補助金、研究成果中間報告書、二〇〇二年六月)。なお、抗戦の期間が八年とされているのは、満洲事変からの起算ではなく、日中戦争からの起算を連合国から求められた結果である。だが、この記事では満洲事変から含まれているかのような書き方がなされているため、後々の研究などでも満洲事変からの積算との誤解が見られる。

(4) この数字は、一九五一年の国際民主法律家協会第五回総会における沈鈞儒の報告、一九五二年一〇月のアジア太平洋平和会議での郭沫若の演説などで繰り返し用いられ、五五年の外交部報告で「数百億ドル」と一度曖昧にされたが、そののち五百億ドルと明確化され、国交正常化まで賠償の目安として用いられることになった。土井章「中国に対する賠償問題」(『アジア・クォーターリ』三巻三二号、一九七一年四月)、岡崎邦彦「日本の中国政策と経済協力」(永野慎一郎・近藤正臣編『日本の戦後賠償』勁草書房、一九九九年所収)。

(5) ハーグ平和会議における中国外交については、前掲拙著『中国近代外交の形成』、唐啓華「清末民初中国对「海牙保和会」之参与(一九一九—一九二八)」、「政大歴史学報」二三三期、二〇〇五年五月、李順民「従保和的参与看清末外交現代化的努力」(『史林』第一期、一九九五年九月)などを参照。本稿も、経緯説明の面で、李の論文と重なる点が多い。また、拙稿「歴史物語の中の近代中国論—日本はなぜ中国の主要敵か—」(『RA T I O』一〇号、講談社、二〇〇六年二月)においても、ハーグ平和会議について言及した。なお、ハーグ平和会議と日本外交については、酒井一臣「幻の「ハーグの平和」——戦間期国際協調外交の原型」(『人文学報』九一号、二〇〇四年二月)を参照のこと。

(6) 光緒廿五年三月初八日取、「和国公使克照会」(総理衙門檔案、〇一—二八、一一一、台北中央研究院近代史研究所檔案館所蔵)以下省略。



- (7) 光緒廿五年九月十一日収、「軍機處交出楊儒抄摺」(総理衙門檔案、〇一一二八、一一三)
- (8) 「総署奏議楊儒赴保和会參酌情形以便畫押摺」(「清季外交史料」一四〇卷、二〇一二頁)
- (9) 「総署奏遵查保和会各款並紅十字会章程尚無窳廢摺」(「清季外交史料」一四一卷、四一六頁)
- (10) 「総署奏遵查保和会章内公斷一条遵旨再行妥議摺」(「清季外交史料」一四一卷、九一〇頁)
- (11) 赤十字(紅十字)については、楊儒が一八六四年のジュネーヴ条約への調印を提起し、スイス駐在のオランダ公使を通じて署名することを求めたが、実際には加盟が実現していない。この経緯については、張健休「中国紅十字の起源(一九〇四—一九二二)」(『政大史粹』第二期、二〇〇〇年六月)に詳しい。日露戦争時には、清が赤十字に未加盟であったことから、上海で諸列強および中国の商人によって自発的に組織され、人員を満洲に派遣し、現地に事務所も設けられた。他方、現地では「善会」などのいわゆる「伝統的」な救済機関や、籌濟総局なども活動していた。
- (12) 「使俄楊儒奏遵赴和蘭畫押請補募日米弗原議並籌辦救生善会摺」(「清季外交史料」一四一卷、二〇一三頁)。なお、一八九九年は、戊戌変法が失敗しておいて、政治が急速に保守化、もともと伝統回帰が進んだ年だとされている。しかし、この楊儒と総理衙門のやりとりなどを見る限り、そうした伝統回帰の方向性は強くは見られない。この点はいっそう深く研究しなければならない重要な論点である。坂野正高「近代中国政治外交史」(東京大学出版会、一九七三年、四六三—四六四頁)
- (13) 清の中立に至る過程については、拙稿「日露戦争と中国の中立問題」(軍事史学会編『日露戦争—国際的文脈—』(一)、錦正社、二〇〇四年所収)参照。
- (14) 光緒卅二年七月廿五日発、「練兵處文」(外務部檔案、〇一一二)
- (15) オランダとの調整は駐露公使胡惟徳が担当した。光緒三十年三月「己丑、外務部奏」(『光緒朝東華錄』中華書局、第五冊、五一六—五一七頁)、光緒三十年十月「外務部奏」(同上書、五二五—五二六頁)これは日本側の史料からも確認できる。明治三十八年一月六日、小村外務大臣ヨリ内閣総理大臣宛「清国ニ於テ海牙万国和平会議ニ關係セル条約及宣言ノ批准書ヲ寄託シタル件」(日本外務省保存記録、二・四・一、二「第一回万国平和會議一件」第八卷)。また、「第一回平和會議ニ於テ一八九九年七月二九日調印ノ下記諸条約宣言ニ關スル批准書並ニ加盟通知書ノ寄託一覽表」ハーグ一九〇七年九月(同上文書)では、清が「國際紛争平和的處理条約その他」には一九〇四年一月二日に、また「陸戦法規慣例に關する条約」には一九〇七年一月三〇日に調印したことが示されている。
- (16) 光緒卅年八月二十八日収、駐俄国大臣胡惟徳函(外務部檔案、〇一一二一、一一)
- (17) 光緒卅年十一月十四日収、駐德国大臣蔭昌電(外務部檔案、〇一一二一、一一)
- (18) 同上檔案、光緒卅年十二月初三日収、駐德国大臣蔭昌電(外務部檔案、〇一一二一、一一)
- (19) 光緒卅一年十月十二日収、駐俄大臣胡惟徳電(外務部檔案、〇一一二一、一一)
- (20) 光緒卅一年三月廿日収、軍機處交出孫玉琦抄摺(外務部檔案、〇一一二一、一一)
- (21) 光緒卅一年八月廿六日発、駐俄大臣胡惟徳電(外務部檔案、〇一一二一、一一)

- 二二二、一一二)。
- (22) 光緒卅三年三月初四日發、駐和陸大臣電 (外務部檔案、〇二二二、二二二)
- (23) 光緒卅三年三月十三日收、駐和陸大臣電 (外務部檔案、〇二二二、五一三)
- (24) 光緒卅三年三月十三日收、駐和陸公使致丞參信 (外務部檔案、〇二二二、二二二)
- (25) フォスターは、孫にあたる John Foster Dulles を伴ってハーグに赴いた。私事のため会議が開催された六月末にはアメリカに戻っている。中国がフォスターに支払った経費は一万銀兩であった。光緒卅三年六月十八日收、保和会專使大臣陸等電 (外務部檔案、〇二二二、二二二)。
- (26) 會議参加以前、陸代表は外務部に対して、第一回ハーグ平和會議で、西洋式軍隊の不備を理由に調印しなかった「陸戦の法規慣例に関する条約」について、既に各省で西洋式軍隊の整備が進んでいることを根拠に調印することを求めた。外務部は、陸軍部と調整の上、調印することとし、一九〇七年六月四日に中国はハーグ陸戦条約に調印した。
- (27) 光緒卅三年六月廿二日收、保和会專使陸大臣電 (外務部檔案、〇二二二、二二三)
- (28) 光緒卅四年三月廿五日收、使和陸大臣鈔奏 (外務部檔案、〇二二二、四二二)
- (29) 光緒卅三年七月十二日收、保和会專使陸大臣、駐和錢大臣來電 (外務部檔案、〇二二二、一〇一)
- (30) 光緒卅三年八月十五日收、專使陸大臣等致本部電 (外交部檔案、〇三三四、一一一)
- (31) 光緒卅三年日付不明、汪大燮第一七六書簡 (汪康年師友書札上海古籍出版社、第一卷、一九八六年、九七六頁)
- (32) 光緒卅三年十一月二十二日收、汪大燮第一七七書簡 (同上書、九七一頁)
- (33) 光緒卅三年十二月廿三日收、使和陸大臣鈔奏 (外務部檔案、〇二二二、二五一一三)
- (34) 光緒卅三年九月初三日收、專使陸大臣電 (外務部檔案、〇二二二、三一) だが、このイギリス案全体も取り下げられ、継続案件となった。こうした陸の外交姿勢については、唐啓華「周辺としての中国——20世紀初頭の国際組織における中国と日本」(横山宏章・久保亨・川島真編著「周辺から見た20世紀中国」(中国書店、二〇〇二年所収)も参照のこと。
- (35) 光緒卅三年九月初二日收、駐和陸大臣文「密陳保和会前後実在情形並近來世界大勢」(外務部檔案、〇二二二、四一)、光緒卅三年九月初二日收、駐和陸大臣信一件 (外務部檔案、〇二二二、一〇一)
- (36) 光緒卅三年九月初二日收、駐和陸大臣到臣參信一件 (外務部檔案、〇二二二、一〇一)
- (37) 光緒卅四年正月十六日收、保和会專使大臣陸文 (外務部檔案、〇二二二、二二三)
- (38) 光緒卅三年八月十五日收、專使陸、駐俄胡、法劉、比李、和錢大臣電 (外務部檔案、〇二二二、二二三)
- (39) 一九一二年一月二日收、臨時大總統令 (外交部檔案、〇三三五、二二一)
- (40) 一九一二年一〇月三日發、呈大總統請派大員研究海牙保和会由 (外交部檔案、〇三三五、二二一)
- (41) 一九一三年五月一日發、大總統呈 (外交部檔案、〇三三三五、二二一)
- (42) 「保和会準備會 議事録」(外務部檔案、〇三三三五、三一)
- (43) 一九一八年一月一日、外交部取駐美顧維鈞公使電 (外交部檔案、〇三三三七、二二一)。顧維鈞は、「私は中華民國政府においてもっとも早くこの問題(万国による国際組織)に好意的に注目した

- 人間であらう」、「このような国際組織に参加することは中国の利益にかなうものである」と回顧し、理由として「それまでの世界では国際的なルールに即って国際関係の中で武力を利用することを抑止するような国際組織が無かったので、中国は西洋各国との関係において辛い目にあわされてきた」ことを挙げている。顧維鈞著・中国社会科学院近代史研究所訳『顧維鈞回憶録』(第一分冊、中華書局、一九八七年、三九一頁)。なお、パリ講和会議をめぐる中国外交については、前掲拙著『中国近代外交の形成』第二部を参照。
- (44) 一九一八年二月三〇日、外交部取駐英施・駐美顧公使電(外交部檔案、〇三一三七、一三一二)
- (45) この国際連盟委員会での顧維鈞の活躍は、後に一九四五年八月の国際連合準備委員会においても言及されるほどであったと顧自身が述懐している。顧維鈞著・中国社会科学院近代史研究所訳『顧維鈞回憶録』(第五冊、中華書局、一九八七年、六一八頁)
- (46) 一九一九年二月一日、「巴黎和会議全大会顧全權演說詞」(外交部檔案、〇三一三七、一三一二)
- (47) 国際連盟における中国外交の詳細については、別稿を準備している。ここでは概要を紹介するにとどめた。
- (48) 「国際聯合会第一屆大会第一股報告」(戊)(外交部檔案、〇三一三八、三一)
- (49) 「国際聯合会第一屆大会各股以外之報告」(戊)(外交部檔案、〇三一三八、三一)。なお、アジア諸国がアジア枠確保に同意したのは、代表に交代で就任するという合意があったからである。
- (50) 一九二〇年二月一八日外交部取、「駐瑞士汪公使電」(外交部檔案、〇三一三八、一四一)、羅羅「國際聯盟議會閉幕の感想」(『東方雜誌』一八卷一號、一九二一年一月一〇日)など参照。
- (51) 一九三三年九月三〇日外交部取、「日來弗唐唐朱代表電」(外交部檔案、〇三一三八、一五一二)
- (52) 一九二四年九月二五日外交部發、「日來弗唐唐朱代表電」(外交部檔案、〇三一三八、一六一)
- (53) 「参与國際聯合会德國入会案特別大會總報告」(外交部檔案、〇三一三八、二〇一)
- (54) 日本は、非常任理事国については分洲主義を支持し、中華民國の当選を望むと発言し、それでもそのように投票していた。一九二六年三月二七日取、「駐日汪公使電」(外交部檔案、〇三一三八、一八一)など参照。
- (55) 一九二六年五月二日取、「義京朱代表電」(外交部檔案、〇三一三八、一九一)
- (56) 一九二六年九月三日取、「日來弗朱代表電」(外交部檔案、〇三一三八、二〇一)
- (57) 一九二六年二月一日取、「國聯代表辦事処公函」(外交部檔案、〇三一三八、三三)
- (58) 「國際聯合会第二屆大会第四股報告」(外交部檔案、〇三一三八、八一)、一九二一年作成と思われる)
- (59) 一九三三年三月二五日取、「國聯唐代表密函」(外交部檔案、〇三一三三、一一一)
- (60) 中国はこのような国際的地位に拘泥したが、国際連盟で定められた規約、たとえばアヘン取締規約などを国内で実行できないなどの問題が生じ、その実効支配能力が常に問われていた。
- (61) 「宋部長與國聯秘書長書」(申報)一九三二年四月二九日)
- (62) 台北の国史館に所蔵されている中華民國外交部檔案をまとめた『中華民國與聯合國 史料彙編』(籌設編、国史館、二〇〇一年)を参照。また、一九五〇年以降については劉志攻『中華民國在聯合國大會的参与 外交政策、國際環境及参与行為』(台湾商務印書館、一九八五年)を参照のこと。
- (63) 西村成雄編著『中国外交と国連の成立』(法律文化社、二〇〇四年七月)

The issues shaping China's domestic policies and foreign relations are increasingly ramified and complicated. What shook the regime during Tiananmen may have been caused by a fraction of the elite and an international "third wave", but today the elite is beginning to erode at its very own core. When reading Chinese intentions, it is imperative to bear in mind the following facts: that the Chinese Communist Party's ultimate aim is to sustain its political authority; that economic growth is necessary for it to achieve this; and that it finds itself compelled to pursue cooperative relations in today's interdependent, globalized world. This political, economic and diplomatic reciprocity constitutes the terms by which the future of China should be assessed; that is, failure in any one of these areas will compromise China's hold on its structural stability.

## The Long-term Target on Chinese Diplomatic History to Enhance Its International Status on Hague Peace Conference, the League of Nations and the United Nations

KAWASHIMA Shin

China has sought to enhance its international status on its diplomacy. Especially, from Hague Peace Conference, via League of Nations, to United Nations, China's diplomacy paid strong attention to its rank on these international institution, because Chinese diplomats thought it as the symbol of recognition for China in the international society. Although China had hard pressure from powers after the opium war and lost many tributary countries, but China basically kept or didn't change its self-identification under family of nations, therefore at the 2nd Hague Peace Conference in 1907, Chinese diplomats were surprised and threatened that China was recognized to be ranked the third level country according to the extent of its modernization/civilization especially about legal system. And they also found 'enemy' who wanted to reduce China's status intentionally—Japan. Chinese diplomats were disappointed somewhat that they couldn't have chance to solve so-called unequal treaty problem at these institutions, but sought to get the target to enhance its status, because they believed that these problems couldn't be solved until China came to be a normal civilized country and furthermore became one of the powers. In 1920's China wanted to be a un-permanent member of the Council of LN and dare to have the burden

of its share as a big country in the expense. In 1930', China was successful to have the honeymoon period with LN, especially on its cooperating activities of social policy, and to leave Japan away. On the process of WWII, at last, China got a prospect to be the symbol of great power, in the new international institution. China could get the seat of a permanent member of Security Council of United Nations. But it just meant dual symbols for China, one as one of the primary 'Allied' nations, the other as a representative government of China with recognition by international society. On the more realistic field of international politics, China didn't achieve the target to be one of the great powers so far, though it kept the afterimage as one of the real great powers at Cairo Meeting, with care. Now that China gradually enhances its status on realistic field, but basically, its historical context also can be considered as important factor to understand its diplomacy at UN. at UN, China intends to behave as a moderate actor relatively, except for some topics to be relevant with national ideology—for example, Taiwan problem. And for China, it seems that China's aim at UN was focused just on being a permanent member as one of the powers continuously.

## Signs of the Development of a Parliamentary System in Chinese Politics: Changes in the Relationship between the Communist Party and the People's Congress

KAMO Tomoki

During the Eighth Session of the Standing Committee of the Seventh National People's Congress (NPC) of China, which ended on 6th July 1989, the Committee adopted the Resolution of the Standing Committee of the NPC (NPCSC) on Checking the Turmoil and Quelling the Counter-revolutionary Rebellion. Under the terms of the Constitution of the PRC, the NPC is the supreme institution of state power in China and is the representative organization through which the people can exercise their sovereign will. The adoption of the Resolution by the NPCSC meant that the political decisions taken by the Party during this period were approved by the NPC and thereby acquired legitimacy. Of the numerous decisions made by the Party during the Tiananmen Square Incident period, the most important was that which was made by the Politburo Standing Committee of the CCP on 17th May 1989. The Party's declaration of martial law on the 17th May became the legal jus-